

宮城県における対象品目一覧

県の慣行レベルが定められている作物に対し、対象活動を行った場合に支援します。

県の慣行レベルは「みやぎの環境に優しい農産物認証・表示制度」で定める県慣行栽培基準とします。

品目名	区分	化学肥料の施用量（窒素成分量kg/10a）		節減対象農薬の延べ有効成分数		
		化学肥料節減栽培農産物 （県慣行5割以下）	県の慣行レベル （県慣行栽培）	農薬節減栽培農産物 （県慣行5割以下）	県の慣行レベル （県慣行栽培）	
米	移植栽培 直播栽培	3.5	7	8	17	
豆類	大豆	2	4	6	13	
麦類	大麦	6	13	2	5	
	小麦	ゆきちから ゆきちから以外	9 9	18 18	4 4	9 8
野菜類	きゅうり	ハウス促成	20	40	16	32
		ハウス抑制	17	35	15	30
		露地夏秋	16	32	12	24
	トマト	ハウス促成・半促成	18	36	15	30
		ハウス早熟	16	32	11	22
		ハウス抑制	12	25	13	26
	ミニトマト	ハウス促成・半促成	18	36	15	31
		ハウス早熟	16	32	11	22
		ハウス抑制	12	25	13	26
	なす	半促成・早熟	24	48	11	23
		露地夏秋	15	30	11	23
	かぼちゃ		9	18	4	8
	ピーマン類		15	30	6	13
	いちご		15	30	20	41
	メロン	アールスメロン系	7	14	9	18
	えだまめ		4	8	3	7
	そらまめ		9	18	5	10
	スイートコーン		13	26	4	8
	根菜類	だいこん	10	20	5	10
		にんじん	13	26	5	10
さといも		12	25	4	8	
ごぼう		10	20	4	9	
ばれいしょ		7	15	3	7	
葉なばな類		15	30	4	9	
葉茎類	非結球あぶらな科葉菜類	9	18	3	7	
菜類	キャベツ	12	25	9	18	
	チンゲンサイ	12	25	3	7	
葉茎菜類	はくさい	12	25	7	15	
	ブロッコリー	12	24	5	10	
	しゅんぎく	13	27	4	8	
	結球レタス	10	20	4	8	
	非結球レタス	8	17	4	8	
	アスパラガス	14	29	5	11	
	たまねぎ		11	22	5	11
	にら	ハウス	15	30	6	13
		露地	13	27	6	13
	にんにく		12	25	5	10
	ねぎ		15	30	9	19
	こねぎ		15	30	6	13
	せり		20	40	3	6
	パセリ		15	30	4	8
	しそ		8	16	4	9
	つるむらさき		22	44	2	4
	ほうれんそう	ハウス周年	8	17	4	8
		露地	10	20	4	8
	モロヘイヤ		15	30	2	5
	果樹	りんご	5	10	18	36
なし		13	26	17	34	
もも		6	12	14	28	
ぶどう		5	10	11	23	
ベリー類		6	12	1	2	
洋なし		8	16	16	33	
おうとう		露地雨よけ	7	15	13	26
		加温促成	7	15	5	11
いちじく		4	8	6	12	

- 事業対象品目は、みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度の対象品目であり、かつ、宮城県における持続性の高い農業生産方式の導入指針の対象品目。
- 備蓄米、加工用米、米粉用米、飼料用米の取り扱いについては、みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度「米」の県慣行栽培基準の5割以上低減に取り組む場合に対象とする。